

入札説明書

名古屋大学（東山）6号井戸整備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月26日

2 国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾清一

3 工事概要等

- (1) 工事名 名古屋大学（東山）6号井戸整備工事
- (2) 工事場所 愛知県名古屋市千種区不老町 名古屋大学東山団地構内
- (3) 工事概要 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 令和7年10月31日まで。
- (5) ~~本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。~~
- (6) 本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/index.html>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、東海国立大学機構施設統括部施設企画課施設契約係に承諾願を提出して行うものとする。

4 競争参加資格

- (1) 東海国立大学機構契約事務取扱細則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省におけるさく井工事に係るA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該機構長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。又は東海国立大学機構契約事務取扱細則第5条第2項の規定に基づき、東海国立大学機構が定めるさく井工事においてA、B又はC等級の資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）

でないこと。

- (4) 平成 22 年度以降に、元請として完成・引渡が完了した、井戸の新設又は改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 建設業法で求める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者であること。
 - ② 平成 22 年度以降に、元請として完成・引渡が完了した上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 発注者の承諾を得た場合は、本工事における専任を要する期間中に名古屋大学東山団地構内で施工している他の工事（入札手続き中の工事も含む。）と、本工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東海国立大学機構から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) ~~上記 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。~~
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第 13 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 - ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 東海・北陸地区内又は長野県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 ~~設計業務等の受託者等~~

- ~~(1) 上記4(7)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。~~
- ~~(2) 上記4(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。~~

6 担当部局

〒464-8601 愛知県名古屋市中種区不老町

国立大学法人東海国立大学機構 施設統括部施設企画課施設契約係

電話 052-789-5667・2118

メールアドレス s-keiyaku※t.thers.ac.jp（※を@に変更すること。）

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、機構長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けている者は、「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」の写しを提出すること。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和7年5月26日から令和7年6月6日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日その他の東海国立大学機構が定める休日(以下「休日」という。)を除く9時00分から17時00分まで(最終日の令和7年6月6日は、15時00分まで)。
- ② 提出先：上記6に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記6に持参又は郵送(上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。なお、申請書の受付票は、申請書及び資料の受領を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済みのものに限り記載すること。

また、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書等(契約書・CORINS及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料)の写しを提出すること。

- ① 同種工事の施工実績(別記様式2)

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

- ② 配置予定の技術者(別記様式3)

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することとし、記載する

同種工事の施工経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（被保険者証等の写し（被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）すること。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

~~④ 設計業務等の受託者との関連（別記様式4）~~

~~上記5に基づき、作成すること。~~

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年6月16日までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面を電子メール）により通知する。
- (5) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 機構長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、機構長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期間：令和7年6月16日から令和7年6月23日までの休日を除く9時00分から17時00分まで（最終日の令和7年6月23日は、15時00分まで。）。
 - ② 提出先：上記6に同じ。
 - ③ 提出方法：書面は持参により提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。
- (2) 機構長は、説明を求められたときは、令和7年6月30日までに説明を求めた者に対し回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：令和7年6月16日から令和7年6月20日までの休日を除く9時00分から17時00分まで（最終日の令和7年6月20日は、15時00分まで。）。
 - ② 提出先：上記6に同じ。
 - ③ 提出方法：電子データ（word、excel等編集可能な形式）にて、「6 担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出するものとする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は電子メールで回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。
- ① 期 間：令和7年6月25日から令和7年6月27日までの休日を除く9時00分から17時00分まで。
 - ② 場 所：上記6に同じ。

10 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和7年6月30日9時00分から15時00分まで
- (2) 入札場所：〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町
東海国立大学機構施設統括部施設企画課（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和7年7月1日9時30分
- (4) 開札場所：上記(2)に同じ。
- (5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、機構長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、機構長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を国立大学法人東海国立大学機構に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金 免除。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。
- (3) 提出された工事費内訳書については、機構長（その補助者を含む。）が説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第30第12号に該当する入札として、当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- (4) 発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、機構長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 東海国立大学機構契約事務取扱細則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が東海国立大学機構契約事務取扱細則第 16 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同細則第 17 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の 1 を参照すること。

17 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

18 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19 契約書作成の要否等

別冊工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき 3 回以内に支払うものとする。ただし、前払金は、請負代金額が 2,000 万円以上であって、かつ、工期が 3 か月を超える場合に限り、中間前払金は、請負代金額が 5,000 万円以上であって、かつ、工期が 6 か月を超える場合に限り請求できるものとする。

21 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）をするものとする。

22 再苦情申立て

機構長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に書面により機構長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

書面は、持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

24 手続における交渉の有無 無

25 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

26 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 第1回目入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記6に連絡すること。

別表

工事費内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると 同視できる場合を含む）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している 場合
2. 記載すべき事項が欠け ている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を 満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類 が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤り がある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場 合
5. その他未提出又は不備がある場合		

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 東海国立大学機構契約事務取扱細則第 16 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対し、同細則第 17 条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

 - (1) 統一基準における直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じて得た額
 - (2) 統一基準における共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (3) 統一基準における現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (4) 統一基準における一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

※統一基準とは、公共建築工事積算基準（統一基準）を指す。
- 2 入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 17 条の規定に基づき調査を実施する。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (10) 経営内容
 - (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
 - (12) (9)の公共工事の成績状況
 - (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
 - (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
 - (15) その他必要な事項